

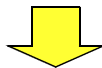
徳島県交通安全協会だより (令和8年8月号)

道交法・自動車運転死傷処罰法の改正

～ 令和8年7月21日から～

酒酔い運転の要件に数値基準を新設

- 「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」に加え、
「呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上」でも酒酔い運転に



危険運転致死罪の対象

参考値(体重60kgの人、飲酒後30分経過後の数値)

- ビール大瓶2本(約1.2ℓ)を飲んだ場合 → 0.39～0.68mg
- 日本酒2合(360ml)を飲んだ場合 → 0.33～0.57mg

危険運転致死傷罪の要件拡大(類型の新設)

- 以下の運転を行い、人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象に
- 最高速度が60km以下の道路を50km以上の速度超過で走行
(例) 時速50kmの道路を100km以上で走行した場合
 - 最高速度が60kmを超える道路を60km以上の速度超過で走行
(例) 時速80kmの道路を140km以上で走行した場合
 - 殊更にタイヤを滑らせ(いわゆるドリフト走行)又は浮かせた(いわゆるウィリー走行)状態で走行

危険運転致死傷罪に該当すると

死亡させた場合: **1年以上20年以下の拘禁刑**

負傷させた場合: **15年以下の拘禁刑**